

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	法人番号	住 所
株式会社久米設計	3010601021886	東京都江東区潮見 2-1-2 2

2. 指名停止措置期間

令和6年1月15日から令和6年2月14日まで（1カ月間）

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の測量、建設コンサルタント等に係る業務

4. 事実概要

宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記4. は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成15年4月4日議長決定）別表第2第7号ロ（公契約関係競売等妨害又談合）に該当すると認められる。

（別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 指定区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12カ月以内